

障害者プラン2021の中間見直しについて

○障害者プラン2021の法律上の位置づけ

滋賀県障害者プランは、国が定める障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定したもの。各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおり。

障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害福祉計画等は、国が示す基本指針に即して策定することとされている。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
各計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。 ◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ⇒ <u>障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害福祉サービス等（自立支援給付・障害児支援に係る給付）及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。 ◆ 策定に当たっては、（障害者自立支援）協議会の意見を聴くように努めることとされている。 ⇒ <u>障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。</u>
根拠となる法律	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者基本法 <u>（障害者基本計画等）第十一条 同条第二項</u> 都道府県は、<u>障害者基本計画を基本とする</u>とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者総合支援法 <u>（都道府県障害福祉計画）第八十九条第一項</u> 都道府県は、<u>基本指針に即して</u>、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
期間	5年間	3年間

○障害者プラン2021の計画期間

全体の計画期間を6年間（令和3年度～令和8年度）とし、重点施策部分と障害福祉計画・障害児計画に関わるものについては、令和5年度に見直しを行う必要がある。

※第5次障害者基本計画の計画期間 R5年度～R9年度の5年間

（従前から県・市町の障害者計画は自治体が地域の実情に応じて期間、変更時期、内容を定めることが可能）

※障害福祉計画についても、3年を1期として作成することを基本としつつ、国・市町が地域の実情や報酬改定・制度改正の有無を考慮して柔軟な期間設定をすることが可能とされる予定。

(年度)		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
滋賀県	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画				滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会～				滋賀県基本構想 ～未来を拓く8つの扉～				滋賀県基本構想 ～夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～				滋賀県基本構想 ～変わる滋賀続く幸せ～ R1～R12の12カ年計画								
	滋賀県地域福祉支援計画									地域福祉支援計画				地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画～				滋賀県地域福祉計画 (R3.10～)								
	滋賀県障害者プラン	淡海障害者プラン				障害者福祉しがプラン				新・障害者福祉しがプラン				滋賀県障害者プラン ← 一部改定 →				滋賀県障害者プラン2021 ← 一部改定 →								
国	障害者基本法に基づく国の障害者基本計画	第2次計画										第3次計画					第4次計画					第5次計画 (R5～R9)				
	障害者総合支援法に基づく障害福祉計画(国の基本指針)				第1期計画期間			第2期計画期間			第3期計画期間			第4期計画期間		第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間				
	児童福祉法に基づく障害児福祉計画(国の基本指針)																	第1期計画期間			第2期計画期間			第3期計画期間		

※プラン見直しスケジュール(案)

R5	7月	第1回障害者施策推進協議会開催（現プランの進捗状況・評価）
	7月-8月	分野ごとのワーキングチーム開催（現プラン点検・評価）
	9月	第2回障害者施策推進協議会開催（重点施策、骨子案）
	10月	常任委員会報告（骨子案）
	11月	第3回 障害者施策推進協議会開催（素案、県民政策コメント）
	12月	常任委員会報告（素案、県民政策コメント）
R6	2月	第4回障害者施策推進協議会開催（最終案）
	3月	常任委員会報告（最終案）

※プラン見直しの進め方(案)

- ① 県障害者施策推進協議会を年4回実施し、プラン見直しの進捗管理を確実に行う。
- ② 障害当事者に対しての意見聴取を確実に行う。
 - ・ 各当事者団体・関係団体に現行プランの評価や見直し時に盛り込むべき内容等を聴取
 - ・ 骨子案の段階と原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③ 既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ④ それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会（ワーキングチーム会議を設置し、議論を深めていただく。→高齢障害、人材確保、障害児(教育)等

各分野の協議に適した既存の協議体を活用して協議を行う予定であるのもの

分野	会議等の名称	開催予定	県庁内担当課／障害福祉課担当係
重症心身障害児者	県自立支援協議会（医療的ケア児・者に関する協議会）等	年4回程度	企画・指導係
発達障害	発達障害者支援地域協議会	年2回程度（7月ほか）	精神保健福祉係
就労	障害者就労ネットワーク事業の協議の場	年4回程度	社会活動係
意思疎通支援（盲ろう支援含む）	手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会	—	社会活動係
精神障害、ひきこもり支援等	精神保健福祉審議会 ひきこもり支援のチーム会議（県社協主催（年3回））	年1回 （ほかに保健医療計画改定の審議会部会でも可能）	精神保健福祉係
強度行動障害	県障害者自立支援協議会 （強度行動障害研究部会）	年1回プロジェクト会議実施	企画・指導係
高次脳機能障害	高次脳機能障害連絡推進会議	年1回	精神保健福祉係
相談機能・支援ネットワーク	県自立支援協議会（相談支援事業NW部会）	年4回程度	企画・指導係
文化・芸術	滋賀県障害者文化芸術活動推進計画懇話会（R6.3第二期計画策定予定）	6月開催予定	文化芸術振興課（社会活動係）
スポーツ	スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画の議論を活用（R5.3改定）	スポーツ課（社会活動係）
ユニバーサルデザイン	淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定を活用	R5.10頃改定予定	健康福祉政策課（共生推進・障害認定係）
障害者差別、権利擁護	障害者差別のない共生社会づくり委員会	年2回程度（7月、3月）	共生推進・障害認定係
難病	難病対策推進協議会	年1回（7～8月）	健康寿命推進課（精神障害係）